

別表第2

| 喫煙所の設置基準  |  |
|---|--|
| 1   | 利用しやすい場所に適宜な数だけ設けること。  |
| 2   | 条例、建築関係法令に規定する幅員を確保し、通行や避難に支障のない位置に設けること。ただし、危険物品等を取扱い、又は展示場所の付近には設けないこと。  |
| 3   | 可燃物の転倒落下のおそれがなく、周囲の可燃物から水平距離1.8m以上を確保すること。ただし、周囲の可燃物から水平距離1.8mを確保できない場合は、固定され十分な高さ（1.8m以上又は、防火上有効に遮断できる高さ）のある準不燃材料以上の間仕切りなどを設けること。 |
| 4   | 消防用設備等の操作の障害とならない位置に設けること。   |
| 5   | 喫煙所の範囲を明示する衝立、床面の色表示、間仕切り等の処置を講じること。   |
| 6   | 喫煙所の周囲を区画する場合は、準不燃材料以上を用いること。  |
| 7   | 喫煙所には、喫煙設備、喫煙に必要な椅子その他の喫煙に必要なもの以外は置かないこと。  |
| 8   | 消火器（能力単位2以上）の付加を設けること。ただし、消防法令等により規定されている消火器が有効に使用できる状態で設けられている場合を除く。  |
| 9   | 喫煙所には、次に掲げる喫煙所である旨の標識を設けること。<br>ただし、健康増進法に規定する喫煙専用室標識を設ける場合においてはこの限りでない。   |
| 喫煙所である旨の標識(例)   |  |
| <p>大きさ 縦10cm以上<br/>横30cm以上</p> <p>色 地は白<br/>文字及び記号は黒</p> <p>図記号を用いる場合は、国際標準化機構が定めた規格第7001号又は日本産業規格Z8210とすること。</p> |  |